

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表

章	現行	改訂案	改訂理由等
第2章 概念			
2	<p>第16 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画、中長期計画又は事業計画(以下「中期計画等」という。)の想定範囲内、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営費交付金及び施設費を除く。))をいう。以下同じ。)により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>第16 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)</p> <p>(1) 資産に係る繰延収益資産見返負債(中期計画、中長期計画又は事業計画(以下「中期計画等」という。)の想定範囲内、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営費交付金及び施設費を除く。))をいう。以下同じ。)により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)、前払年金費用を計上した場合に計上される負債をいう。)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>見返の名称変更に伴う技術的な修正</p> <p>前払年金費用計上時に繰延運営費交付金の計上を認めることとしたことに伴う修正</p>
2	<p><注12> 資本剰余金を計上する場合について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 なお、前項(2)、(4)及び(5)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。</p>	<p><注12> 資本剰余金を計上する場合について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 なお、前項(2)、(4)及び(5)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産に係る繰延収益資産見返負債として計上する。</p>	<p>見返の名称変更に伴う技術的な修正</p>

章	現行	改訂案	改訂理由等
	<p>つ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注25)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</p> <p>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	<p>に係る方法に準じて会計処理を行う。わ、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注26-2-5)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</p> <p>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	
3	(新設)	<p><注25>無償又は減額された使用料による貸借取引について</p> <p>独立行政法人が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</p>	リースの対象が拡大したことを踏まえ、無償又は減額された使用料による貸借取引の取扱いを明確化した。
3	<p><注25> リース取引について</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・</p>	<p><注26-2-5> ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについてリース取引について</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に定められた基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、原資産当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取</p>	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(令和6年9月13日企業会計基準委員会)を踏まえた技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	リース取引以外のリース取引をいう。	引 とは、ファイナンス・リース 取引 以外のリース 取引 をいう。	
第5章 貸借対照表			
5	第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(16) (略) 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) 資産見返負債 (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り寄附金 (4) (何)債券 (5) 長期借入金 (6) 繰延税金負債 (7) 引当金 (8) 資産除去債務 (9) その他 3 (略)	第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(16) (略) 2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) 資産に係る繰延収益資産見返負債 (2) 長期預り補助金等 (3) 長期預り寄附金 (4) (何)債券 (5) 長期借入金 (6) 繰延税金負債 (7) 引当金 (8) 資産除去債務 (9) その他 3 (略)	見返の名称変更に伴う技術的な修正
5	第58 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 貸借対照表 (〇〇年3月31日) 資産の部 (略)	第58 貸借対照表の様式 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 貸借対照表 (〇〇年3月31日) 資産の部 (略)	見返の名称変更に伴う技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	負債の部 I (略) II 固定負債 資産見返負債 資産見返運営費交付金 ××× 資産見返補助金等 ××× 資産見返寄附金 ××× 建設仮勘定見返運営費交付金 ××× 建設仮勘定見返施設費 ××× 建設仮勘定見返補助金等 ××× ××× 長期預り補助金等 ××× 長期預り寄附金 ××× (略) 純資産の部 (略)	負債の部 I (略) II 固定負債 資産に係る繰延収益資産見返負債 繰延運営費交付金 (資産) 資産見返運営費交付金 ××× 繰延補助金等 (資産) 資産見返補助金等 ××× 繰延寄附金 (資産) 資産見返寄附金 ××× 繰延運営費交付金(建設仮勘定) 建設仮勘定見返運営費交付金 ××× 繰延施設費(建設仮勘定) 建設仮勘定見返施設費 ××× 繰延補助金等(建設仮勘定) 建設仮勘定見返補助金等 ××× ××× 長期預り補助金等 ××× 長期預り寄附金 ××× (略) 純資産の部 (略)	
第9章 キャッシュ・フロー計算書			
9	<注5 2> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得	<注 5 3-5-2 > 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非 資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1) 現物出資の受入れによる資産の取得	見返の名称変更に伴う技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	(2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 (3) 資産の交換 (4) ファイナンス・リースによる資産の取得 (5) 重要な資産除去債務の計上	(2) 不要財産の現物による国庫納付又は払戻しによる資産の減少 (3) 資産の交換 (4) ファイナンス リースによる資産の取得 (5) 重要な資産除去債務の計上	
第 1 1 章 附属明細書及び注記			
1 1	<p><注 5 6> 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>会計方針の例としては、次のようなものがある。</p> <p>なお、消費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。</p> <p>(1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準 (6) 有価証券の評価基準及び評価方法 (7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (新設) (8) 収益及び費用の計上基準 (9) 債券発行差額の償却方法 (10) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p><注 5 7 5-6> 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>会計方針の例としては、次のようなものがある。</p> <p>なお、消費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。</p> <p>(1) 運営費交付金収益の計上基準 (2) 減価償却の会計処理方法 (3) 賞与引当金の計上基準 (4) 退職給付に係る引当金の計上基準 (5) 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準 (6) 有価証券の評価基準及び評価方法 (7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (8) リースの計上基準 (98) 収益及び費用の計上基準 (109) 債券発行差額の償却方法 (114) 0 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	リースの注記欄を新設

章	現行	改訂案	改訂理由等
	(11) 未収財源措置予定額の計上基準 (12) 消費税等の会計処理 3・4 (略)	(12 11) 未収財源措置予定額の計上基準 (13 12) 消費税等の会計処理 3・4 (略)	
第 1 2 章 独立行政法人固有の会計処理			
1 2	第 8 1 運営費交付金の会計処理 1～5 (略) 6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。	第 8 1 運営費交付金の会計処理 1～5 (略) 6 独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である 繰延運営費交付金(資産) 資産見返運営費交付金 に振り替える。 繰延運営費交付金(資産) 資産見返運営費交付金 は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、 繰延運営費交付金(資産) 戻入資産見返運営費交付金戻入 として収益に振り替える。	見返の名称変更に伴う技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	<p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注61)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(2) 取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務から収益に振り替える。(注62-61)</p> <p>7 (略)</p>	
12	<p><注61> 運営費交付金の会計処理について 1～7 (略)</p> <p>8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目(資本剰余金又は資産見返運営費交付金)に振り替えるものとする。</p> <p>9 資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	<p><注62-61> 運営費交付金の会計処理について 1～7 (略)</p> <p>8 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金に振り替えるものとする。</p> <p>9 建設仮勘定見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正
12	<p><注62> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について 1・2 (略)</p> <p>3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から建設仮勘定見</p>	<p><注63-62> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理について 1・2 (略)</p> <p>3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り施設費から建設仮勘定見</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	<p>返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。</p>	<p>(建設仮勘定) 建設仮勘定見返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延施設費(建設仮勘定) 建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。</p>	
1 2	<p>第 8 3 補助金等の会計処理 1～3 (略) 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 6 3) (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。 (3) 当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、当該資</p>	<p>第 8 3 補助金等の会計処理 1～3 (略) 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注 6 4-6-3) (1) 当該資産が非償却資産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から繰延補助金等(資産) 資産見返補助金等に振り替える。繰延補助金等(資産) 資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、繰延補助金等(資産) 戻入資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。 (3) 当該資産が販売用不動産であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から繰延補助金等(資産) 資産見返補助金等に振り替える。繰延補</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	産の販売を行ったときに取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。	助金等（資産）資産見返補助金等 は、当該資産の販売を行ったときに取り崩して、 繰延補助金等（資産）戻入資産見返補助金等戻入 として収益に振り替える。	
1 2	<p><注 6 3> 補助金等の会計処理について</p> <p>1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。</p> <p>2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返補助金等を本来の科目（資本剰余金又は資産見返補助金等）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>3 資産見返補助金等を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	<p><注 6 46 3> 補助金等の会計処理について</p> <p>1 補助金等が既に実施された業務の財源を補填するために精算交付された場合においては、補助金等の交付を受けたときに収益計上するものとする。</p> <p>2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から繰延補助金等（建設仮勘定）建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実に引渡しを受けたときに繰延補助金等（建設仮勘定）建設仮勘定見返補助金等を本来の科目（資本剰余金又は繰延補助金等（資産）資産見返補助金等）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、繰延補助金等（資産）戻入資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</p> <p>3 繰延補助金等（資産）資産見返補助金等を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正
1 2	<p>第 8 5 寄附金の会計処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預</p>	<p>第 8 5 寄附金の会計処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を預</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	<p>り寄附金から資本剰余金に振り替える。</p> <p>(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注66)</p> <p>3 (略)</p>	<p>り寄附金から資本剰余金に振り替える。</p> <p>(2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を預り寄附金から別の負債項目である繰延寄附金(資産) 繰延寄附金(資産) 資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、繰延寄附金(資産) 繰延寄附金(資産) 戻入資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。(注67-6-6)</p> <p>3 (略)</p>	
12	<p><注66> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。</p> <p>2 資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	<p><注67-6-6> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が用途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画等の想定範囲内である場合には、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。</p> <p>2 繰延寄附金(資産) 繰延寄附金(資産) 資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正
12	<p>第89 退職給付に係る会計処理</p> <p>1 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p> <p>(1) 退職一時金(役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。)については、退職一時金に充てるべ</p>	<p>第89 退職給付に係る会計処理</p> <p>1 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</p> <p>(1) 退職一時金(役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。)については、退職一時金に充てるべ</p>	前払年金費用計上時に繰延運営費交付金の計上を認めることとしたことに伴う修正

章	現行	改訂案	改訂理由等
	<p>き財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額の解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(3) 年金債務のうち退職共済年金等に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>2 前項(1)の計算に当たっては、「第38 退職給付引当金の計上方法」第8項にかかわらず退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>き財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額の解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>(3) 年金債務のうち退職共済年金等に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合</p> <p>2 前項(1)の計算に当たっては、「第38 退職給付引当金の計上方法」第8項にかかわらず退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。</p> <p>3 第1項(2)において、年金資産が退職給付債務を超過した結果、前払年金費用を資産に計上する場合には、繰延運営費交付金（前払年金費用）を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益をマイナス計上する。繰延運営費交付金（前払年金費用）は、前払年金費用を退職給付費用に振り替えた際に、同額を取り崩して、繰延運営費交付金（前払年金費用）戻入として収益に振り替える。</p>	

章	現行	改訂案	改訂理由等
1 2	<p>第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理</p> <p>目的積立金について、中期計画及び中長期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第97 目的積立金を取り崩す場合の会計処理</p> <p>1 目的積立金について、中期計画及び中長期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。</p> <p>2 前中期目標等期間繰越積立金については、中期計画及び中長期計画に定める使途に照らして、前項と同様の処理を行うこととする。ただし、自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、資金の裏付けのない金額については、対応する費用（自己収入を財源に取得した償却資産の減価償却費等）が生じた場合であっても、これに対応する前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しは行わない。</p>	<p>自己収入から生じた前中期目標等期間繰越積立金のうち、現金の裏付けのない金額を取崩の対象外としたことによる修正</p>
「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」			
減損	<p>第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理</p> <p>独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返</p>	<p>第7 資産に係る繰延収益資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理</p> <p>独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により資産に係る繰延収益資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産に係</p>	<p>見返の名称変更に伴う技術的な修正</p>

章	現行	改訂案	改訂理由等
	<p>負債を利益剰余金（独立行政法人通則法第44条第1項に規定する積立金）に振り替える。</p> <p>(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を臨時利益に振り替える。</p>	<p>る繰延収益資産見返負債を利益剰余金（独立行政法人通則法第44条第1項に規定する積立金）に振り替える。</p> <p>(2) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産に係る繰延収益資産見返負債を臨時利益に振り替える。</p>	
減損	<p>第8 行政コスト</p> <p>独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第7資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。</p>	<p>第8 行政コスト</p> <p>独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第7資産に係る繰延収益資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。</p>	見返の名称変更に伴う技術的な修正

注25を新設したことにより、注26以降の注解については番号を繰り下げる改訂を行っているが、当資料においては、これらの記載を割愛している。

以上